



島根県報

令和2年4月24日（金）

号外第56号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

ふるさと島根寄附条例施行規則の一部を改正する規則

(政策企画監室) 2

公布された条例等のあらまし

◇ふるさと島根寄附条例施行規則の一部を改正する規則（規則第47号）

1 規則の概要

ふるさと島根寄附条例（以下「条例」という。）の規定により受け入れた寄附金を財源に行う事業として条例で定めるもののほかに知事が別に定める事業に、新型コロナウイルス感染症対策に関する事業を追加することとした。
（第2条・別記様式関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

ふるさと島根寄附条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第47号

ふるさと島根寄附条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと島根寄附条例施行規則（平成20年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(7) 新型コロナウイルス感染症対策に関する事業

別記様式中

「

11 事業の指定をしない部分	円	を
----------------	---	---

」

「

11 新型コロナウイルス感染症対策に関する事業	円	に
12 事業の指定をしない部分	円	

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。